

宮津与謝環境組合議会会議録

平成 28 年第 1 回（2 月）定例会

宮津与謝環境組合議会

平成28年 第1回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録 目次

会期 1日間（2月26日）

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 付議事件一覧 | 1 |
| 1 | 出席議員氏名 | 2 |
| 1 | 欠席議員氏名 | 2 |
| 1 | 説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 1 | 議事日程 | 2 |
| ◎ | 安達議長の開会宣言 | 2 |
| ○ | 井上管理者あいさつ | 3 |
| ※ | 日程第1 諸報告 | 3 |
| 1 | 例月出納検査結果報告（平成27年度10月分、11月分、12月分及び1月分） . | 3 |
| ※ | 日程第2 会議録署名議員の指名 | 4 |
| ※ | 日程第3 会期の決定 | 4 |
| ※ | 日程第4 議第1号 | 4 |
| ○ | 和田野事務局長の提案理由説明 | 4 |
| ◎ | 塩見議員の質疑 | 5 |
| ○ | 和田野事務局長の答弁 | 5 |
| ◎ | 塩見議員の再質疑 | 5 |
| ○ | 和田野事務局長の答弁 | 6 |
| ◎ | 多田議員の質疑 | 6 |
| ○ | 松井事務局次長の答弁 | 6 |
| ◎ | 多田議員の再質疑 | 6 |
| ○ | 松井事務局次長の答弁 | 7 |
| | （討論なし） | |
| 1 | 議第1号.....－ 原案可決 － | 7 |
| ※ | 日程第5 議第2号 | 7 |
| ○ | 和田野事務局長の提案理由説明 | 7 |
| ◎ | 塩見議員の質疑 | 8 |
| ○ | 井上管理者の答弁 | 9 |
| ◎ | 塩見議員の再質疑 | 9 |
| ○ | 井上管理者の答弁 | 10 |
| ◎ | 塩見議員の再々質疑 | 10 |

| | |
|--------------------|----|
| ○ 井上管理者の答弁 | 11 |
| ○ 山添副管理者の答弁..... | 11 |
| ◎ 塩見議員の再々々質疑..... | 12 |
| ○ 井上管理者の答弁 | 12 |
| ◎ 長林議員の質疑..... | 12 |
| ○ 和田野事務局長の答弁 | 13 |
| ◎ 多田議員の質疑..... | 13 |
| ○ 松井事務局次長の答弁 | 13 |
| ◎ 多田議員の再質疑 | 13 |
| ○ 松井事務局次長の答弁 | 13 |
| ◎ 塩見議員の再々々質疑..... | 13 |
| ○ 松井事務局次長の答弁 | 14 |
| (討論なし) | |
| 1 議第2号..... | 14 |
| — 否 決 — | |
| ※ 日程第6 一般質問..... | 14 |
| 1 一般質問通告表..... | 14 |
| ◎ 塩見議員の質問..... | 15 |
| 1 近隣地域と取り交わす協定書など | |
| 2 DBOの委託料 | |
| 3 避難場所 | |
| 4 宮津市清掃工場 | |
| ○ 井上管理者の答弁 | 16 |
| ○ 和田野事務局長の答弁 | 16 |
| ◎ 塩見議員の再質問 | 18 |
| ○ 山添副管理者の答弁..... | 19 |
| ○ 和田野事務局長の答弁 | 20 |
| ○ 井上管理者の答弁 | 20 |
| ◎ 塩見議員の再々々質問..... | 21 |
| ○ 井上管理者の答弁 | 21 |
| ◎ 長林議員の質問..... | 21 |
| 1 全量ストーカー方式に | |
| ○ 和田野事務局長の答弁 | 23 |
| ◎ 長林議員の再質問 | 24 |

| | |
|--------------------|----|
| ○ 和田野事務局長の答弁 | 25 |
| ◎ 長林議員の再々質問..... | 26 |
| ○ 和田野事務局長の答弁 | 28 |
| ◎ 長林議員の再々々質問 | 29 |
| ○ 和田野事務局長の答弁 | 30 |
| ◎ 多田議員の発言..... | 30 |
| ◎ 松本議員の発言..... | 31 |
| ◎ 多田議員の発言..... | 31 |
| ◎ 坂根議員の発言..... | 32 |
| ◎ 多田議員の発言..... | 32 |
| ◎ 安達議長の閉会宣言..... | 32 |

平成28年第1回(2月)定例会付議事件一覧

会期 1日間(2月26日)

| 事件番号 | 件名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|------|-----------------------------|---------|------|
| 議第1号 | 平成27年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第2号) | 28.2.26 | 同意 |
| 議第2号 | 平成28年度宮津与謝環境組合一般会計予算 | 28.2.26 | 原案否決 |

平成28年第1回 宮津与謝環境組合議会定例会議事速記録

平成28年2月26日(金) 午後2時00分 開会

◎出席議員(10名)

| | | |
|-------|-------|-------|
| 和田 裕之 | 宮崎 有平 | 和田 義清 |
| 長林 三代 | 坂根 栄六 | 多田 正成 |
| 塩見 晋 | 佐戸 仁志 | 松本 隆 |
| 安達 稔 | | |

◎欠席議員 なし

◎議会担当職員

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 係長 | 奥野 均 | 主任 | 落合 久志 |
|----|------|----|-------|

◎説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|--------|------------|-------|
| 管理者(宮津市長) | 井上 正嗣 | 副管理者(伊根町長) | 吉本 秀樹 |
| 副管理者(与謝野町長) | 山添 藤真 | | |
| 事務局長 | 和田野 喜一 | 事務局次長 | 松井 正之 |
| 会計管理者 | 小谷 栄一 | 監査委員 | 稲岡 修 |

◎議事日程 平成28年2月26日(金) 午後2時00分 開会

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議第1号 平成27年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議第2号 平成28年度宮津与謝環境組合一般会計予算
- 日程第6 一般質問

(開会 午後2時00分)

[議長起立]

○議長(安達稔) 開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

平成28年第1回(2月)宮津与謝環境組合議会定例会が招集されましたところ、議員並びに理事者の皆さんには御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会は、宮津与謝環境組合が発足して4年度目の、新たなごみ処理施設の平成30年度稼働に向けて、本格的な取組となる新年度予算等、重要な議案について御審議をいた

だく会議であります。

ここに提案されております諸議案につきまして慎重な審議を賜りますとともに、議会の運営が円滑に運びますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

〔議長着席〕

○議長（安達稔） ただ今から、平成28年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、宮津与謝環境組合管理者から発言の申し出がありますので、これを受けることとします。井上管理者。

〔井上管理者 登壇〕

○管理者（井上正嗣） 本日は、平成28年第1回の宮津与謝環境組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員協議会に引き続き大変お疲れのところ御出席いただき厚くお礼申し上げます。

広域ごみ処理施設に係る進捗状況等につきましては、本会議の開催に先立つ全員協議会で御説明を申し上げましたが、昨年12月議会におきまして、用地取得と敷地造成工事請負契約に係る議決をいただき、予定しています工期内の完了に向けて、取り組んでいるところでございます。

また、ごみ処理施設整備に最も重要となります、設計・建設から運営までを一体的に行うDBO事業者につきましては、度重なる事業者選定委員会での検討・審査を経まして優先交渉権者が選定され、先般、宮津与謝環境組合として、選定に基づき優先交渉権者として決定をさせていただきました。

いよいよ平成28年度からは、具体の進展が目に見える形で施設整備が行われることとなり、改めて地元自治会・関係者の皆様をはじめ、議員各位の今後とも御理解と御協力をお願い申し上げながら、平成30年度内の稼働に向けて着実に取り組みを進めてまいり所存でございます。

本日の定例会は、平成27年度補正予算と平成28年度当初予算の、2議案を提案させていただきます。

よろしく御審議いただきまして、可決いただきますようお願い申し上げます。

以上、現在の状況の概要も含めまして申し上げ、定例会の開会に当たっての、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安達稔） 日程第1 「諸報告」であります。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、一般会計の平成27年度11月分、12月分及び1月分の例月出納検査結果報告書が提出されており、原文は環境組合事務局に保管しておりますので、随時、御覧おきを願います。

○議長（安達稔） 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、

塩見晋さん、佐戸仁志さんを指名いたします。

以上のお二人に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

○議長（安達稔） 日程第3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 異議なしと認めます。会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（安達稔） 日程第4 議第1号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。和田野事務局長。

〔和田野事務局長 登壇〕

○事務局長（和田野喜一） 私から、ただいま議題となりました、議第1号 平成27年度宮津与謝環境組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算書の2ページと、お配りしております議案参考資料の平成27年度一般会計補正予算（第2号）事業等説明資料も併せて御覧ください。

今回お願いしております補正予算は、歳入歳出ともに178万3,000円を増額し、予算の総額を2億4,347万9,000円とするものであります。

次に、3ページを御覧ください。第2表 繰越明許費であります。

ごみ処理施設造成工事等に係る施工監理業務、敷地造成工事及び関連工事については、平成27年度補正予算（第1号）にて、債務負担行為設定の議決をいただき、契約、着工したものでありますが、建設用地の買収が難航したことによる工事着手の遅れから、今年度事業分が完成できなくなったため、ごみ処理施設造成工事等に係る施工監理業務972万円、敷地造成工事5,292万円、関連工事3,499万2,000円の明許繰越しをお願いするものであります。

次に、予算の内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。6ページを御覧ください。まず歳出であります。

2款 総務費につきましては、市町派遣職員の異動に伴う給与負担金の増額分134万3,000円を計上いたしております。

3款 衛生費につきましては、事業者選定委員の謝金14万円、施設整備地の地元である須津・石川の両地区の施設対策委員会への活動経費助成としまして、それぞれ15万円、合計30万円の交付金を計上いたしております。

なお、施設対策委員会への活動経費助成は、施設稼働となる平成30年度まで毎年交付

することといたしております。

次に、5ページの歳入を御覧ください。2款 繰越金につきましては、説明資料に記載のとおり、平成26年度の決算剰余金として178万3,000円を計上いたしております。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達稔） これより質疑に入ります、御質疑はありますか。塩見晋さん。

○議員（塩見晋） 平成27年度補正予算第2号についてお伺いします。

3款 1項1目 施設建設費の19節 負補交30万円、施設建設対策委員会交付金というのが30万円であります。

地域のいろんな会議の資料等の一部にしてもらうための金だと思うのですが、30年度まで交付するということではありますが、なぜ今になって、こういきなり金を払われるようになったのか、それともこれは毎年今までから払っておられたものなのか、その点について、前の資料を持ってきておりませんので、ぜひお尋ねしておきたいと思います。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 施設対策委員会の交付金、なぜ、今かとの御質問でございますが、須津地区及び石川区それぞれの対策委員会の方で、建設同意とか今後の進展などにつきまして、色々と御協力なり協議をさせていただく中で、本来、平成26年度から交付してほしいとの声はいただいていたのですが、予算の計上などの関係もあり、27年度から払わせていただくことでのお約束をさせていただいたものであります。

地元の方では、印刷費とかにも経費が掛かるから、せめてその分くらいは見てほしいとお話もある中で、27年度、先ほども申し上げましたように自治振興交付金の関係とか協定の締結に向けて、度重ねて協議等をお願いしてきましたので、活動費として今年度から交付させていただきたいというものであります。

それと30年度までと言いますのは、施設の稼働を30年度からと考えておきまして、自治振興交付金の額が両対策委員会と十分整っていませんけれども、調整が整ったうへではこの活動費については、その中に包含させていただきたいと、両対策委員会にはお話をさせていただく中で、御了解をいただいております。

○議長（安達稔） 塩見晋さん。

○議員（塩見晋） 支払われる理由は分かりましたが、説明の中で30年度以降これを自治振興交付金に合わせたいとおっしゃいましたが、そうするといくらか金額がわかりませんが、お支払する中で30年度以降も地区に15万円というのは、事務費的なことに払われるということになるのか、それとも自治振興交付金の中に自治振興交付金を払うことによって終わりになるのか、そのどちらかというのを念を押しておきたい。

また、自治振興交付金との話がなかなか難しいので、15万円出そうかという話になったというように、私は受け取れて仕方がないのですけれども、もともと地域でいろんな世話になっているのであれば、最初からきちっと払っていくべきだったと思うわけです。

もしそういう気持ちであるなら、やはり当然払って行って、こういうことをしながらいろんな理解も得るべきで、話が難しかったから出すのだというように、私はどうしても取れるので、そこらへんももう一度考えてほしいと思います。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 30年度からの扱いでございます。これは先ほども申し上げましたように、協定の関係で同意をいただきます自治振興交付金の中に、含まさせていただきますということでございます。

それとなぜ今になって、もめているから云々というのではなくて、昨年27年の初めころから、26年度分からほしかったなというお話がありましたもので、遡って行政上お支払することはできませんので、27年度から活動費ということでお支払させていただけるよう努力しますと、お約束させていただいたものでありまして、今ぽっと出てきたものではございません。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか。多田正成さん。

○議員（多田正成） ちょっと確認させていただくのですが、繰越明許費なんですけれども、先ほど説明を受けまして造成工事というのが遅れたために、ということなんですけれども、これはですね施工監理業務と造成工事とありますけれども、それと関連工事ということなんですけれども、各々1号補正で一番上の施工監理業務につきましては、1億3,000万を1号補正で組ませていただきました。

その中で970万円が残った、繰越すという解釈でよろしいのでしょうか。それは他の事業も同じ理屈なのでしょうか。そこだけ確認させていただきます。

○議長（安達稔） 松井事務局次長。

○事務局次長（松井正之） 多田議員さんの御質問の、ごみ処理施設造成工事に係ります施工監理業務の972万円の件であります。先ほどの1号補正でありました額の中から、972万円ということで繰越しをさせていただくということであります。

この972万円につきましては、他の二つもそうなんですけれども、特に工事の方では、前金払いだとかそうした業者からの請求もありませんでしたので、27年度分の契約の全額になるのですが繰越しということで、合わせて施工監理業務の972万円につきましても、27年度分の全額の繰越しということで、工事と施工監理を合わせて繰越明許ということにさせていただいております。

○議長（安達稔） 多田正成さん。

○議員（多田正成） もう一度確認させていただきます。

その施工監理業務につきましては、1号補正で1億3,000万円を補正で組みました。その中から972万円を繰越していくと、事業が遅れたためということで解釈させていただきます。

それと造成工事につきましては、1号補正で1億1,000万が組み立てられておりまして、造成工事が5,292万円とごみ処理施設整備関連工事ということで、3,499万2,000

円が残額になったという理解でよいのかということだけで、細かなことは抜きにしましてこの理解でよいのか。

○議長（安達稔） 松井事務局次長。

○事務局次長（松井正之） 御質問のとおりであります。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか……、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安達稔） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。

議第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（安達稔） 起立全員であります。本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（安達稔） 日程第5 議第2号を議題といたします。

提案理由の説明を願います。和田野事務局長。

〔和田野事務局長 登壇〕

○事務局長（和田野喜一） ただいま議題となりました、議第2号 平成28年度宮津与謝環境組合一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度一般会計予算書の2ページと、議案参考資料の平成28年度一般会計当初予算事業等説明資料も併せて御覧ください。

平成28年度一般会計予算の歳入歳出予算の総額は、それぞれ6億7,043万7,000円としております。

次に予算書の4ページを御覧ください。第2表債務負担行為についてであります。

本事業を公設民営のDBO方式で実施することに伴い、平成28年度から50年度までの債務負担行為を新たに設定するものであります。

債務負担行為の設定にあたりましては、昨年10月27日の事業公告によりプラントメーカーの募集を行い、応募者からの提案内容について、事業者選定委員会で詳細な審査による選定が行われ、その結果を受けて2月15日に事業の優先交渉権者を決定したところでありますが、今後は、本事業の事業者決定方式である公募型プロポーザル方式による、優先交渉権者との交渉を経て事業者を決定するといった、契約に向けての準備行為を行うため、本定例会において債務負担行為の設定をお願いするものであります。

次に予算の内容につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。予算書の10ページを御覧ください。まず歳出であります。

1款 議会費につきましては、議員報酬を含め議会運営費等に所要の経費17万6,000円を計上いたしております。

2款 総務費につきましては、総務管理費として、正副管理者報酬を始め、本組合事務局職員に係る給与、組合運営の経費、財務会計システム等に係る経費のほか、組合の公平委員会に必要な経費として4,194万5,000円のほか、監査委員に必要な経費を含む、4,205万6,000円を計上いたしております。

3款 衛生費につきましては、冒頭に御説明いたしました債務負担行為に係る平成28年度の施設建設工事費として3億2,562万円、敷地造成等工事費2億3,300万円、施設建設工事施工監理業務委託料5,290万円のほか、施設建設に係る経費6億2,720万5,000円を計上いたしております。

次に、8ページの歳入を御覧ください。

1款 分担金及び負担金につきましては、本組合を構成する宮津市、伊根町、与謝野町の分担金を、宮津市が2億2,358万8,000円、伊根町が2,701万2,000円、与謝野町が2億6,288万5,000円の5億1,348万5,000円を計上いたしております。

2款 国庫支出金につきましては、施設建設を交付対象としています循環型社会形成推進交付金を、1億5,594万5,000円として計上いたしております。

以上、誠に簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達稔） これより質疑に入ります、御質疑はありますか……。

特にございませんか。塩見晋さん。

○議員（塩見晋） それではお尋ねしたいと思います。私は一般質問を提出しております、それと関わることはたくさんあります。一般質問に関係することをお尋ねすることになるかもわかりませんが、それはそれで一般質問の時もしますのでよろしくお願いしたいと思います。

いよいよ建設上物工事に入っていくなという、DBOの契約が出来ればそこに入っていくなということで、先ほどの説明によりますと、工事の方が敷地造成工事は別として、施設建設工事として3億2,562万円であります。また、債務負担行為も今回の中に出ております。

そこで先ほどの全協の中でも話があったのですが、これを認めると工事そのものが順調に進んでいくというように思います。ところでそうすると先ほどいろんな懸念があった部分について、管理者はどのように思っておられるのか。

先ほど真摯に検討していきますと、宮津の須津の地域の方と地域振興補助金のことについて調整していくと、与謝野町の方は与謝野町のことも含んでしていくという話を伺いました。

私が聞いております限りでは、与謝野町の石川地区においては、すでに26年の3月時点ですか、いわゆる同意書を出してほしいと言われたときに、いわゆる3点セットということで、当時の今もですけれども区長さん、その後の27年の町政懇談会の中で、3点セ

ットをお願いして、地域の住民さんにもそういうことで決まるということをお知らせしたと、ところが、もう一つの地域が決まってないので、またそれをお断りせんなんことが起きているということも、町政懇談会の中でおっしゃいました。

私が認識しているのは、石川地区についてはおおよそですね、同意は協定書も地域振興補助金交付金についてもできているんだな。ただその時に、宮津の方の地区がどういうふうになるか分かりませんが、それが変わっていくと当然反映してもらいますよという、お話であったとお聞きしております。

それが事実であったかどうかは、事務局にお聞かせ願えれば良いわけですが、そんないろんなことを思います。私は地域の振興交付金ですかこれについては、あまり触れられなかったです。

それぞれ管理者の3人の首長さん、それから事務局で調整をして何とか進めていただけるものと期待をしておりましたが、今日になってもそれが決まらずに、こうしてDBOに関わる大きな債務負担行為を認めて行かなければならない状況まで来ております。こういう予算を出すまでに、このことを私は決めておいてほしかったというように思っております。

静かにして待っていても、いつまでたってもこのことが進展する目途がありませんので、一般質問でも敢えてそのことを問うて、当初予算を議決について私なりの判断をしたいと思っております。

ところが一般質問は一番最後になりますので、最後になってから言い方は悪いですがけれども、しょんべんこいといて逃げるような質問しても意味がないなということで、今ここで一般質問の内容に触れても、触れながらも質問するわけですがけれども、こういう事態となっていくということについて、管理者はどのように思っておられますか。

○議長（安達稔） 井上管理者。

○管理者（井上正嗣） 地区の皆さんとは、常に誠意をもって当たってきておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（安達稔） 塩見晋さん。

○議員（塩見晋） 当然誠意をもって当たっていただいていると思っております。

私ね、与謝野町は発足した平成18年5月の臨時会で、宮津市の焼却場との焼却の委託に関わる約定の専決がありまして、その議論を与謝野町議会で活発にやっておられました。

それを私議事録を見まして、ここにも持ってきておりますが、そのときにいろいろと宮津に委託をお願いするようになってから、いろんな問題があって、宮津が地域となかなか話がうまいこと出来なくて、結局はっきり言えばわけの分からん方へ行かざるを得んようなことになってしまった。ここにおられる方のほとんどは御存じない方が多いかなと思うのですが。私も分かりませんが、議事録を読んでこういうこともあったのかと思うくらいですけれども、それから与謝野町議会においても先輩議員から、宮津の清掃工場におけるいろんな経緯を何度も聞いております。

そういう中で、やはりここは真摯に地域と話をさせていただいて、一日も早く地域の振興補助金について決着をしていただきたい。先ほど事務局長は稼働までには期間があるというふうにおっしゃいましたが、稼働する状況になってその時までには決めるで良いという、そんな考えは全くおかしくて、何もできてしまって交渉するなんてことは、既に交渉じゃないんです。ですから今ここでDBOも決める大きな債務負担行為も決めていく、それ以前にきちっとした地域との了解それをいただいてももらわないと、私はこの当初の予算に賛成するわけにはいかんと、基本的には思っております。もう一度管理者のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安達稔） 井上管理者。

○管理者（井上正嗣） 誠意をもって当たってきたところでございまして、用地につきましても、地権者の皆さんにお世話になりまとめることもできたところでもありまして、建設につきましても、建設合意をいただいて工事を進めさせていただいているところでございますので、常に誠意をもって進めさせていただいていると思っております。

また自治振興交付金につきましても、鋭意早くまとまるように進めて行きたいと思っております。

○議長（安達稔） 塩見晋さん。

○議員（塩見晋） そうおっしゃるので、それはそれで分かっているのですけれども、私としてはどういうふうになるんだと、少なくとも3点セットがきちっと合意出来るまで工事には入らないとか、そういうような確約をこの場でも貰わないと、とてもじゃないけど私は債務負担行為なんて、こんな大きな金額を賛成できません。

与謝野町に帰って、私たちは与謝野町議会の議員さんにも説明をせんなん、そして与謝野町議会でも、この負担金については採決をしていかんなん。そういう大きなところに今私は立っているというように自覚しております。で、先ほど管理者はそういうふうにおっしゃいます。一生懸命やっておられることは十分に認めますが、結果が伴わなければ、それはそれでそれ位だなどとられても仕方ないなと思うんです。

先ほど、自治振興基金が250万というふうにおっしゃいましたが、私今年の3月に与謝野町議会でこのことを質問をしました。その時にね、山添町長が今ここに副管理者でおられますけれども、次のように言うておられます。「やはり新しいごみ処理場が建設されるにあたって、まず一番最初の地元の同意そして地元の協議がどれだけ大切なのかということ、この御指摘の中で私どもは学ばせていただいたというように認識をしております。

また、宮津市の地元協力金という形で200万円を提示させていただいておりますけれども、それが一定の目安になるのではないかと個人的には思っております。」このようにおっしゃっております。議事録を引用しましたが、そこで私は、新しい施設は現在の宮津清掃工場と比べてごみの量が減っていくと思います。それから、環境負荷も最新の技術で作られて運営されますので、格段に低下するものと考えております。従って環境組合としてお支払する地元交付金は、波路の200万円が上限であり、これ以下に抑えることは当然

であるというように私は思っております。このことについて、管理者はどのように思われますか。

○議長（安達稔） 井上管理者。

○管理者（井上正嗣） 昨年一昨年ですかね申し上げましたのは、波路でお世話になっております今のごみ処理施設の在り方を通じて、一つの目安として考えられるであろうと申したところでごさいます、今回の場合は先ほども申し上げましたけれども、交付金の関連につきましては二つの地区に亘っている、一つは石川地区一つは須津地区と、そういうようなところを考えてしていかなければならないので、一つの目安として波路の場合は二者となりますけれども、今回は新しい組合と二つの地区の三者の中での考え方になりますので、なかなか難しいところがあるのではないかなと思いますけれども、誠意を持ってやっていきたいと申し上げているところでもあります。

むしろ地域の間でもそれを整理していただく必要があるのではないかと、組合もそれを考えながらやっていきますけれども、こういうことがあるということをお理解いただければと思います。

○議長（安達稔） 山添副管理者。

○副管理者（山添藤真） ただいま塩見議員が質問されました件につきましては、昨年の3月の定例議会における塩見議員への答弁ということでもありますので、私の方からも補足をさせていただくべきだと判断をいたしました。

私の基本的な考え方といたしましては、そのとおりでございます。そして、環境組合の中でも議論のスタートとして、目安にしていかなければならないということをお申し上げてまいりました。

一方で、先ほど管理者の方からありましたように、それぞれの自治区との交渉をしていく中で非常に厳しい局面に立ちながらも、交渉させていただいているということでもございます。先ほど、目安として和田野事務局長から金額がありましたけれども、我々としては、その金額もより抑えていくように交渉をしていきたいと考えているところであります。

従いましてまだ交渉が進んでいないということで、非常に御迷惑をお掛けしている部分があるかと思っております。

先ほどからの議論を聞かせていただいております、私非常にポイントといたしましては、各自治区に対しての地域振興策をそれぞれの自治体でどれだけやっていけるのか、どれだけ誠意をもって対応していくのかということが、非常に密接にリンクをしているというように考えています。

そうした中で、我々平成28年度の当初予算における地元の振興策ということでも、かなり頑張って対応させていただいているということでもありますので、そういった面からも石川地区に対しましては、理解をしていただけるよう努力してまいりたいと考えております。

一方で、自治振興交付金の関係につきましては、先ほど申し上げましたように環境組合

としての対応ということになりますので、そちらの方を窓口とさせていただきながら、継続した交渉を行わせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（安達稔） 塩見晋さんのこの議題に関する発言は既に3回に及びましたが、会議規則第49条の規定により特に発言を認めます。塩見晋さん。

○議員（塩見晋） 議長配慮ありがとうございます。今山添副管理者の方からも述べていただきました。そういうわけで副管理者がおっしゃいましたように与謝野町については、地域振興についてもかなりの額が当初予算に出てきて、やっていくという方向で地域の方にも話が出来ていると思います。宮津市に至ってはどのようなふうになっているのか、その部分については分かりませんが、先ほど私が提案しましたこの地域振興補助金とそれから協定書ですか、いわゆる3点セットですね。同意書は出ているわけですが、これが全部完結するまで、実際の上物工事には入らないという約束を管理者にお願いしたいのですが、それができますか。その点の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安達稔） 井上管理者。

○管理者（井上正嗣） そういうことは考えておりません。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか。長林三代さん。

○議員（長林三代） そしたら2点質問させていただきますけれども、歳入の国庫補助金ですね。循環型社会形成推進交付金についてなんですけれども、これは新施設を建設するに当たっては、この補助金を使うことによって随分と負担金が安くなるというふうにお聞きしておりますけれども、この補助金はストーカ+バイオガス化方式の新施設ですよ、この施設かなり他の焼却施設と比べたら施設規模も建設費もかなり大きくなるというように、いろんな書類を見ていると思うのですけれども、そこに補助金を使って安くなるのか本当に、他の焼却施設と比べて本当に安いとお思いですか。

それと、運転中に関わるメンテナンスは、こういった補助金は無いとお聞きしてはいますが、維持費とか運営費ですね修繕費とかにも、こういった補助金は無いということはどうなんだろう、やっぱり考えると今造ろうとしている新施設の建設、そして運営に関わってきてどうなのかなと思います。いかがでしょうか。

それともう一点、環境のことを考えた場合、この交付金というのはバイオガス化方式ということで、環境に良いということでこういった交付金が付いておりますけれども、本当に環境に良いんだらうかと、この施設は電気を作ってそしてその電気を売ると、施設を運営する電気は関西電力かなそこから買う、買うというかその電気を使うと。

しかしですね、環境のことを考えた場合にその電気を買うというのは、今普通に考えたら火力、石炭火力ですよ、原発の電気も間もなく使うと思いますけれども、そういったものが本当に環境に良いのかと考えた場合に、どのようにお考えでしょうか。二点お願いしたいと思います。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 今の御質問ですけれども、今年度の交付金1億5,594

万5,000円とはかなりかけ離れているのですが、いかがでしょうか。

○議長（安達稔） 長林三代さん。

○議員（長林三代） それでは一般質問でさせていただきます。

○議長（安達稔） 他に御質疑はありませんか。多田正成さん。

○議員（多田正成） ちょっとこれも確認させていただくのですが、予算としては28年度の予算としては先ほど説明を受けた通りだと思いますけれども、もう少しですねこの28年度の施設建設費に関わる事業についてもう少し説明を、それと予算との関係で説明が願えたらと思います。

○議長（安達稔） 松井事務局次長。

○事務局次長（松井正之） 多田議員さんの御質問にお答えいたします。

議案参考資料の一番最後のページに添付しております、28年度施設建設費に係る事業費についてという表を御覧ください。この表の中ほどに2番の新清掃工場施設整備工事というのがあります。これが今年度当初の額として3億2,562万円合計で上げさせていただいております。工事内容といたしましては準備工になるのですが、その他に杭工事、土留掘削工といったことで工事内容を上げさせていただいております。

また、工事としては債務負担といったことで29・30・31年度合わせまして93億7,438万円となります、新清掃工場施設整備工事ということでございます。以上であります。

○議長（安達稔） 多田正成さん。

○議員（多田正成） あくまで原案でありますので、たとえば今おっしゃいました参考資料の最後のページなんですけれども、上から1. 2. 3. 4と一枠になっております。

このことについては理解できるのですが、その下ですね敷地造成等工事ですね、2億3,300万円が当初の予算で28年度のこれが予算額でしょうか。当初と書いてですね2億3,300万円は敷地造成工事になっておるのですが、これは予算額でしょうか今年の。

○議長（安達稔） 松井事務局次長。

○事務局次長（松井正之） 御質問のとおり、当初と書いておりますのは予算額でありまして、その右の内容のところ、ごみ処理施設敷地造成工事と②のごみ処理施設関連工事の①と②の工事費合計合わせまして、当初の予算額としまして2億3,300万円を計上させてもらって、限度枠一杯であるのですが工事の予算を上げさせていただいているところであります。

○議長（安達稔） 多田正成さん。

○議員（多田正成） ちょっと理解がしにくいのですが、要するにですね27年度の負担行為のところ、27年度では5,292万円が繰越明許費で繰り越されております。それとその下の27年度では3,499万2,000円が繰り越されております。

このことは理解できるのですが、先ほども補正の中で確認させていただいた、河嶋建設にですね造成工事が2億2,864万3,560円で請負っていただいております。その下

は関連工事として5,965万5,960円で金下さんが請負っておられます。この中でですね、先ほども言いましたが、27年度の1号補正で1億1,000万円補正を組んでおりますね、その額を充当しますと1億7,829万9,520円が今年度に不足するというふうになりまして、それが負担行為で2億3,300万円できているというのが、少し私には理解しにくいので、このへんの説明をきちっとお願いできるでしょうか。

○議長（安達稔） 松井事務局次長。

○事務局次長（松井正之） 27年度分の先ほど補正になりますが、5,292万円と3,499万2,000円の額を先ほどの明許繰越しをさせていただき、合計額につきましては8,791万2,000円でございます。予算の方で1億1,000万円を補正で上げさせていただきましたところですが、その後の用地の進捗等のことで、不足が約2,000万というところがありました。その1億1,000万円から約2,000万幾らの額をそこから流用させていただきまして、今年度の工事の額としては約8,800万円の中で、契約額としては約8,791万2,000円ですけれども、この額として27年度分は工事費の予算を計上させていただきました。また28年度分の契約額は約2億円のところですが、限度額いっぱい2億3,300万円ということで、先ほどの1億1,000万これが何で違うのかということになりますが、用地の方に当初足りなかった分を使わせてもらったという関係でございます。

○議長（安達稔） 他に御質疑ありませんか……………。

○議長（安達稔） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。これより討論に入ります。本件に対し、反対その他の御意見はありませんか……………。

○議長（安達稔） 意見なしと認めます。これで討論を終結いたします。
議第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の皆さんは起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（安達稔） 起立少数でございます。原案は否決されました。

○議長（安達稔） 日程第6 一般質問を行います。

平成28年第1回（2月）定例会一般質問発言通告表

| 発言順位 | 質問者 | 質問事項 | 答弁を求める者 |
|------|-------|---|----------------------------------|
| 1 | 塩見 晋 | 1 近隣地域と取り交わす協定書など 2 DBOの委託料 3 避難場所 4 宮津市清掃工場 | 井上管理者 井上管理者 井上管理者 正副管理者 |
| 2 | 長林 三代 | 1 全量ストーカー方式に | 井上管理者 |

○議長（安達稔） 通告に従い、順次質問を願います。塩見晋さん。

〔塩見議員 登壇〕

○議員（塩見晋） それでは議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず、ごみ処理広域化の経過を述べてみます。平成11年3月に策定された京都府ごみ広域化計画では、丹後ブロックの将来のごみ広域化処理体制として、平成30年度までに焼却施設を1か箇所へ集約、拠点となるリサイクルプラザの整備、分別基準の統一を目指すことを基本的な考え方として示されておりました。

また、平成19年3月策定の京都府循環型社会形成計画では、京都府ごみ処理広域化計画策定後の社会情勢や、国の交付金制度の施設基準の変更等の状況を踏まえ、市町村と十分調整のうえ検討することとするとの記載になっています。

これらを踏まえ、丹後2市2町の広域での施設整備を目指した調査が丹後地区ごみ広域処理研究会で行われ、その結果が23年3月に丹後地区ごみ広域化検討業務の報告書として取りまとめられております。その後、京丹後市では独自で整備をされることとなり、その結果宮津市、伊根町、与謝野町の範囲で組合をつくり施設整備をすることとなりました。

24年1月より宮津与謝地域広域ごみ処理施設整備推進協議会を1市2町で立ち上げ検討の結果、平成25年3月宮津与謝地域広域ごみ処基本計画が策定されました。この計画の目的では、宮津市清掃工場は竣工から20年以上経過し老朽化が懸念されており、時代に応じた新しい施設の整備を進めて行くものとする謳われています。

宮津与謝環境組合が平成25年度に設立され、この地域のごみ処理施設整備、運用の責任を負うこととなります。今日まで、環境組合では施設整備予定地の決定、地元同意、環境調査、土地取得などの課題に取り組んでこられました。現在は敷地造成などに取り組んでおります。また、施設整備と運営事業のプロポーザル方式による優先交渉権者決定の発表も受けたところであります。この間の事務局の御苦勞には感謝を申し上げたいと思います。

さて、宮津与謝地域広域ごみ処基本計画の施設整備スケジュールは、組合設立当初によりますと30年度当初より稼働としておりましたが、現在は諸般の事情により遅れています。各地域との調整に一層遅れがちとなっている状況に私は受け取っています。

そこで、経過と現状について述べてきましたが、質問に移ります。

1点目の近隣地域と取り交わす協定書などについてであります。

このことについて私は管理者の指示のもと組合に任せてその推移を見守ってきましたが、余りにも交渉が長引き結果が出てきていないことに対し、お聞きしたいと思っております。

平成27年7月に行われた与謝野町町政懇談会で、地元区長さんから町に対して、地元地区の同意を平成26年度末までにと言われ地元としてまとめたのに、全体が先に進んでいないのは遺憾である。同意書、協定書、地元交付金は三点セットである。同時に決めていただきたいとの発言がありました。現在、地域からの同意書は出ていますが、他の二点に

については交渉中と聞いておりますので、その決定が下りるのはいつになるのかお尋ねをいたします。

この地元交付金についても、支払の可否、支払うとするならば理由と金額、その方法も聞きたいと思えます。また協定書については現在の須津と石川地区のみでよいのでしょうか。環境に影響のあると思われる範囲を考慮して協定書を取り交わす必要があると思えますがいかがでしょうか。

ごみ処理施設のスケジュールが大変遅れています、その理由もお聞かせいただきたいと思えます。

二つ目にDBOの委託料についてであります。施設建設と運営をDBOで20年間の一括委託とすることに決定していますが、長期の契約となります。その間の処理量は人口動向などにより増減すると思えますが委託料の算定方法はどのようになり、また運営経費と各市町の負担方法についてもお聞きをしたいと思えます。

三番目に避難場所についてです。ごみ処理施設はそれぞれの集落からは少し離れていますが、災害時の避難場所としての機能を持たせることも必要かと考えていますがどのようにお考えでしょうか。

四番目に宮津市清掃工場についてお尋ねします。環境組合の事業と直接の関わりはありませんが、この地域の環境行政の責任を負う立場で重要な問題であると考えています。各市町の首長さんが管理者としてこの場におられますので、敢えてお聞きしたいと思えます。

長年、波路地区の御理解を得て地域のごみ処理の中核を担っていただいている、宮津市清掃工場とリサイクル施設について、新施設の稼働後はその使命を終わると思えますので、その後の対応をお聞きしたいと思えます。

以上で、初回の質問といたしますので、管理者の答弁を求めます。以上おわり。

○議長（安達稔） 井上管理者。

○管理者（井上正嗣） 塩見議員の御質問に、お答えいたします。

御質問の順序とは異なりますが、はじめに宮津市清掃工場について私のほうからお答えいたしまして、他の御質問につきましては、事務局長からお答えをさせますのでよろしくお願ひします。

新たなごみ処理施設は、平成30年度内に宮津与謝地域全量のごみを受入れた試運転ののち、平成31年7月に竣工する計画としているところでございます。30年度末からは、宮津市清掃工場へのごみ搬入は終了する予定しておりますが、本組合といたしましては、当面の間のバックアップ施設としての位置付けは、お願ひしていきたくて考えております。

その後の宮津市清掃工場の解体・撤去等の扱いについては、今後、構成市町間で協議させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） それでは、私から塩見議員の御質問にお答えをさせていた

だきます。

まず、近隣地域と取り交わす協定についてであります。新たなごみ処理施設に係る協定を取り交わす地域につきましては、本施設の設置住所地である須津地区及び石川区とさせていただいております。

議員お触れのように、施設設置に係る両地区からの同意書におきましては、宮津市及び与謝野町と事前に調整した地元要望への回答をもとに協議の上、早急に協定及び覚書を締結し、誠意をもって履行することとしておりますが、両地区対策委員会と協議を重ねていく中で、自治振興交付金の額等について、現時点では調整が整っておらず、協定及び覚書の締結に至っていないところであります。

引き続き、市町と連携を強化しながら、早急に協定等の締結ができるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、地元協力金いわゆる自治振興交付金の支払いの可否等についてであります。

自治振興交付金につきましては、住民の生活に必要不可欠なごみ処理施設の設置に当たり、当該施設の設置及び運営に協力をいただく両地域の振興に資することを目的に、構成市町の事例も参考にして交付をさせていただくこととしております。

交付金額につきましては、宮津市清掃工場設置に係る交付金を参考に、先ほども申し上げましたように、両地区対策委員会と協議中ではありますが、交付方法は、施設稼働後、毎年度、議会の議決を経て交付させていただきたいと考えております。

先ほどの議員の御質問にありました着工、それから整備の時期が遅れている理由は、用地の取得が難航したこともありまして、そもそもの着手が遅れたことによるものであります。当初は30年度はじめに稼働するということを目標にしておりましたけれども、こうしたことから30年度内のごみ搬入とさせていただいているところでございます。

次に、DBOの委託料についてであります。

まず、DBO事業者による運営委託料につきましては、3年に一度見直しを行うことを考えております。また、構成市町の負担金の関係でございますが、本組合同約第14条第2項において、「管理運営費については、前々年度における処理量実績に基づいて算定した処理量割とする。」と規定しているところであります。

次に、避難場所についてであります。

ごみ処理施設は、耐震性を備えた一定規模の強固な構造物であることから、災害時の避難所としての活用も考えられるところではありますが、一つには、避難所は関係市町の防災計画等に基づき設置されるものであること、二つには、災害時の避難場所として指定された場合にあっても、本来の施設目的としての一般廃棄物の処理に支障が生じないよう、維持・運営管理業務を行うDBO事業者との十分な調整が必要であると考えております。

こうしたことから、多くの方が長期的に避難・滞在することは難しいところではありますが、緊急時の一時避難所として、エントランスや会議室等の活用について、DBO事業者及び関係市町とも調整してまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

げ、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安達稔） 塩見晋さん。

○議員（塩見晋） ありがとうございます。多少テンションが上がっておりまして非常に早いことしゃべりまして、ちょっと理解してもらえなかったかなとも思いますが、最初に4点目の方から答弁いただきましたが、私の頭の中の整理もありますので順番に2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

まあ、地域と取り交わす協定書などについては、先ほどの議案審議の中でも大方出尽くしているかなと思えますので、ここで置いておきたいと思えます。

その範囲についてですが、先ほど事務局長は石川と須津とおっしゃいました。これは南但クリーンセンターに行ったときに説明を聞いた時もそうだったのですが、南但ではある程度の等距離にあるところとは、協定書は取り交わしておるという説明を受けました。やはりいろんな異常があるかもしれないということを考えてとですね、このことも一考していただくことが必要かなと思えます。

参考までに地図により私が計測をしてみました。以下の距離は全て約の長さでありますけれども、例として申し上げますと、施設と岩滝口駅が約1キロメートルであります、須津集落の端までが大体2キロメートルあります、施設と堂谷地区が0.6キロメートル、施設とにしがき石川店までが1.5キロメートル、施設と石川区事務所までが2.4キロメートル、施設と与謝野駅までが2.4キロメートル、施設と石田営農改善センターまでが800メートルとこのようになっております。こういうこともしっかり考えながら、また考えていただけたらなというふう思えます。

協定書を取り交わすことと、地域振興交付金とは別個の問題だと私は考えておりますので、万万が一として協定書を取り交わしておくことは必要かなと思っております。

2番目のDBOの委託料についてですが、与謝野町は今燃えるごみの4割減量化を目指して平成28年度より取組こととしております。減量化が出来なければ有料化となっていくと思えます、有料化になれば13から17パーセントの減量になると言われております。

燃えるごみが減ることにより施設の運営効率が悪くなり、処理費の値上げになると思えますし、メタンガスの発生も少なくなり売電収入も減ると思われます。状況の変化に対応できる運営で委託料を決める必要があると思っておりますが、先ほどの答弁で3年ごとに前年度の実績で決めていくということのようでありましたので、この辺も十二分に考慮していただきたいと思えます。

3番目の避難場所についてであります、先ほど答弁いただきました、事業者との調整も必要だし長期間は難しい、私もそのように思いますが国道筋には集客施設があります、はっきり言いまして、地域とあまり関わりの無い方も多くの方が集まって来られてる時間帯もありまして、突然の災害等の時にはですね一時の避難場所としての取組も必要だなと思えますので、先ほどの答弁にありましたように、是非前向きに検討していただきたいなというふうに思えます。

4番目の宮津市清掃工場について、管理者から説明をいただきました。

当分の間は宮津市清掃工場がバックアップとして残すということですが、構成市町間で相談するということでありましたが、宮津の清掃工場は構成しとる市町は無いと思います、これは宮津市の財産であります。与謝野町、伊根町は委託でお願いをしとるということでもあります。

これも先ほどの山添町長に一般質問した答弁の議事録から覗いてみますけれども、このことについて昨年3月に質疑しました時に、「議員が御指摘いただいております宮津の現在の清掃工場の使わなくなった後の処理については、現在ごみ協議会の中でも協議をしていないという状況でございます。御指摘をいただきましたことについては、私どもももっともだというふうに思っておりますので、早期にどのような対応をしていくべきなのかということについて、議論を投げかけていきたいというふうに認識をしております。」というように述べておられます。山添町長からこのような答弁をいただいておりますけれども、あれから1年経ちます、この間の投げかけを環境組合の中で、若しくは首長間の中でどのようにしていただいているのかということをお尋ねしたいと思っております。

それともう一つ、宮津市清掃工場に平成14年からごみ持ち込みを開始しましたが、宮津市清掃工場立地の地元と宮津市の話し合い結果が、持ち込みについて不平等があるように思います、現在の状況ですがよく御存じだと思いますが、宮津市の波路から旧国道に入り峠を越えて栗田に行く道がありますが、ちょうど波路の先の方の踏切に上がりまして、そこから旧国道に入って400メートルくらい行ったところに、宮津市清掃工場があります。

宮津市の燃やすごみ運搬車両は、国道176号線のこの分岐点から400メートルほど走行して清掃工場に運んでおります。与謝野町と伊根町は176号線の栗田トンネルを超えて栗田側の旧国道と176号線が出会うところがありますが、そこまで行って旧道の峠を越えて宮津清掃工場まで運んでおります。帰路も同じ道程で帰ってきます、こういう状況になっております。

私はこの回遊経費を人件費と車両燃料代に分けて概算で計算をしてみました、結構な金額になります。ここでは細かい説明は止めておきますけれども、往復で車で走る距離は、宮津市の車両の400メートルの往復と比べて8.4キロメートル長くなります。これは時速50キロで走って計ってみましたら、13分30秒長くかかります。パッカー車が二人乗りで行きますし、リサイクルの運搬は一人4トン車で行くようですが、この毎日の年間の経費というのを先ほども言いましたが、なかなか結構な額になっております、これを10数年与謝野町は払ってきておる。

管理者はこの実態を御存じと思っておりますけれども、御存じでないようでしたらそれまでですが、なぜ長年このことが放置されてきたのかということについて、お尋ねがしたいと思っております。2へん目の質問を終わります。

○議長（安達稔） 山添副管理者。

○副管理者（山添藤真） 先ほど議員から4点目の質疑の中で、宮津市の清掃工場の稼働しなくなった後の対応について、御質問をいただきました。

先ほどの振興交付金の関係を合わせて御質問をいただいたというように記憶をしております。その際、私申し上げた内容につきましては、議員が御引用いただいたとおりでと考えております。

それ以降、どのような議論の推移があるのかということですが、その議論を受けまして私どもといたしましては、内部での協議を進めているというところがございます。

そして内部での協議が整っていないということもございますので、この点につきまして環境組合あるいはごみ処理の推進会議の中で、議題として取り扱っていただいているというところまではいっていないという状況でございます。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 協定の範囲の関係で、塩見議員さんからそれぞれの施設までの距離もあわせて、同心円での距離のお話がありました。

当初、第1答弁で申し上げましたように、協定なり自治振興交付金につきましては、施設の所在地といったことで考えております。塩見議員さんがおっしゃったのは、それはさておき、何かあった時の協定について考えてみよということであったと考えておりますので、組合内部でも十分協議させていただきながら、どのような取扱いにするのか検討させていただきたいと思っております。

それと、ごみの将来的な与謝野町さんでの減量化の取り扱いとの絡みではありますが、ごみが減量になった場合の委託料の関係ですけれども、DBOの事業者の方に20年間管理運営の委託をしております。その中で、ごみ処理の変動が出てくるわけですけれども、DBO事業者と今後3月にかけて、具体の部分は協議をさせていただくことになるわけですけれども、固定費、施設が動いても動かなくても必要となる経費、それからごみ量の増減に伴って変動する経費と、大きく固定費と変動費に分かれてくる中で、発生するバイオガスの量とか売電量に絡んできますが、トータルのDBO事業者への委託料については、まず第1には3年ごとに見直します精密機能検査の結果に基づいて、それらも加味しながら算定して見直していくということになると思っておりますし、それぞれの構成市町におきましては、先ほども申し上げました前前年度のごみ量に基づいてといったことになり、稼働当初は前前年度がありませんので、そこは若干変則的になりますけれども。

もう一つは、ごみ処理施設への避難場所の関係です。集客施設、つい先日パチンコ屋さんがオープンいたしましたけれども、何人くらいの一時避難所としてのスペースになるのか、そこもあわせて今後設計の内容も考慮していきながら、事業者と煮詰めてまいりたいと思っております。以上であります。

○議長（安達稔） 井上管理者。

○管理者（井上正嗣） 与謝野町さん分のごみの搬入の件でございますけれども、ごみの搬入の現状につきましては、当時ですね十分に話し合われて今のような形になっている

ものと認識しております。

○議長（安達稔） 塩見晋さん。

○議員（塩見晋） どころ十分な話がよく分からないのですが、与謝野町側からのことを言うたらんこともあるかと思いますが、我々が聞くとあまりにも不公平、宮津市さんも同じようにされるんならそれはそれで意味が分かるんですが、なぜ宮津以外はこういうことになっているのかなと、そのことの理由を昔の与謝野町の議員に聞いても、よう分かんらんと、宮津市と地元の話し合いの中でそうなったみたいだというような形で、ずっと何遍聞いてもそういう答弁しかもらえませんが、今日は宮津市の市長さんも管理者として来られますので、お聞きできるかなと思ってお尋ねをしたわけでございます。

余談になりますが、ごみ広域化による負担金の旧3町分はこの広域化に際しても、地元協力金が3,000万円支払われましたうちの49パーセント、1,471万1,400円をお支払しております。環境ホルモン基金6,000万円の49パーセント、2,942万2,800円をお支払しております。こういった施設整備費28億1,020万円の37.7パーセント、10億6,053万3,000円を払っております。運営による経費も毎年負担金で払ってきております。自治振興交付金も割合に応じて毎年支払ってきております。こういう負担については、きちっと答えてきてると、このように思っております。

しかし、持ち込みについて区別をされてきたということは、これについては非常に私も話を聞いた時から、どうなんかなと思っております。はっきり言いまして与謝野町議会ではこの問題に関して、先輩議員からの不信感が現在も引き継がれておりまして、消し難いものがありますというように私は感じておりますので、最後に申し上げて終わりいたします。答弁をお願いします。

○議長（安達稔） 井上管理者。

○管理者（井上正嗣） そういった現状は認識をしておりますけれど、どういった状況でそうなったかは私は分かりません。

○議長（安達稔） それでは次に長林三代さん。

〔長林議員 登壇〕

○議員（長林三代） 長林でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。現在、須津地区と石川地区に整備しようとしている広域ごみ処理施設整備及び運営事業について、お尋ねをいたします。

長年の懸案であった新ごみ処理施設建設への動きが、具体化をされようとしています。ごみ処理施設は必要な施設であり、管理者の皆さん始め担当職員の皆さんほか、地域の皆さんの協力のお陰だと感謝をいたします。また、波路地区の住民の皆さんの御理解があつてのことと思っております。

さて、私は平成26年の7月臨時会から、この環境組合議会に出席をさせていただいております。臨時会に先立って南但クリーンセンターに視察に行きましたが、当時としてはこのごみ処理施設での事故や事象については聞いておりませんでした。今はいろいろと情

報が入っておりますので、そこで改めて質問をさせていただきます。

第一に、乾式のバイオマス化施設を何故選んだのかお聞きをします。御存じのようにバイオですから、微生物に働いてもらって55℃で20日間ほどかけて生ごみや紙ごみを分解し、バイオガスメタンガスを発生させなければなりません。

ところが、南但クリーンセンターではメタン発酵槽に繋がす前に、途中工事の度に微生物が死ぬというトラブルがあることを聞いています。また、攪拌機が停止しても警報が鳴らないこともあったようです。このようにトラブルが多いのに、なぜ乾式のバイオマス化施設を何故選んだのかお聞きをします。

第二に、ごみ処理施設処理方式検討委員会のとりまとめには、ストーカ+バイオガス化方式かストーカ方式のいずれかの方式から、地域の実情も十分に考慮し適切に判断するようにと書かれていますが、意思決定者である宮津与謝環境組合管理者が、いつ検討されたのかお聞きします。

第三に、波路の焼却施設は全量ストーカ方式で炉が二つあります、新しく造る施設は炉は一つです。仮に一つしかない炉が故障し動かなくなった場合、1市2町の膨大なごみは山積みされるのではないのでしょうか。なぜ炉が一つしかない施設を造ろうとしているのか、全国的にも実績の少ないなぜ造るのかお伺いします。

南但クリーンセンターでは、ストーカ方式とストーカ+バイオガス化方式と比較し、ストーカ+バイオガス化方式の方が安価だとしていますが、その差は僅少です僅かです。そしてもう一度検討しなおして、ストーカ+バイオガス化方式に決めました。それでもトラブルが頻発するという事態になっています。また、横須賀市ではストーカ+バイオガス化方式を検討した結果、複数課題が挙げられ取りやめています。

四点目に、ストーカ+バイオガス化方式を比較すると、建設費もストーカ+バイオガス化方式の方が随分と大きいようです。国の補助金を使うと聞いていますが、運転中のメンテナンスには補助金は無かったと思います。

規模が大きくなれば維持費も修繕費も大きくなると思いますが、そういった検討はされたのでしょうか、お伺いします。

五点目に、発電した電気を売るということですが、売電価格は20年間保証されるのでしょうか。原発が動いたら自然エネルギーからの買取り量は減らす方向のようですが、売電価格が下がった場合、運営費がその分自治体の負担として大きくなるのではないのでしょうか、お伺いします。

最後に以上のような観点から、ストーカ+バイオガス化方式には安全運転の保証がありません、初期段階の技術で発電が予想どおりされない場合、住民負担がさらに大きなものになるのではないのでしょうか、横須賀のように再検討するべきないのでしょうか。

ストーカ+バイオガス化方式でなく、全量ストーカ方式にするべきではないのでしょうか。管理者の御見解をお伺いしまして質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 長林議員の御質問に私からお答えいたします。

まず、焼却＋バイオガス化方式と乾式バイオガス化施設でございます。

新ごみ処理施設の処理方式の選定につきましては、先ほどの長林議員さんがおっしゃったように、学識経験者を有した宮津与謝広域ごみ処理施設処理方式等検討委員会において、廃棄物処理施設の整備を巡る国の動向や方向性を考慮し、ストーカ方式、ストーカ方式＋バイオガス化方式、R D F方式の3方式について比較検討のうえ、ごみ処理方式評価結果報告書として、とりまとめをされたものであります。結果報告書につきましては、既に議員の皆様にお配りをさせていただいております。

この報告を受けまして、同年4月に市町長・副市町長等で構成いたします宮津与謝ごみ処理推進会議を開催し、国においては、廃棄物処理施設に係る交付金制度について、本地域のような小規模焼却施設の整備についても、エネルギー利用の効率化を求めるよう、平成26年度から交付基準の見直しが進められているとの状況、さらには、日本三景の天橋立を擁する地域として、温室効果ガスの排出削減による環境保全性への配慮なども踏まえ、焼却とバイオガス化を併設する本方式の採用を決定したものであります。議員がお触れのように、地域の実態等を十分勘案して決めていただきたいとの対応であります。

なお、この処理方式につきましては、平成26年5月20日及び同年7月29日、当日は長林議員さんも当組合議会の構成となっていていただいておりますが、この時の全員協議会におきまして、選定の経過も含め詳細な御説明を申し上げたところであります。

また、バイオガス化施設の乾式・湿式についてであります。ごみ処理施設内の生活排水及びプラント排水は場外に排出しない、クローズドシステムとして、全て場内で再利用することとしており、この仕様に基づく公告に対して今回の応募者から提案されメタンガス化施設が、結果として乾式であったものであります。

本ごみ処理施設の処理方式については、全国的に実績は少ないものの、要素技術である焼却技術及びメタンガス化技術については全国で多くの実績があり、いずれも安定的で信頼性の高い技術であるとされております。

焼却＋メタンガス化方式については、国内の現在の稼働及び整備の状況は、南但クリーンセンター、防府クリーンセンターの2施設と、31年度稼働に向けて整備中の京都市南部クリーンセンターの計3施設であります。これから多くの自治体で導入されてくるものと考えております。

本施設の処理方式については、宮津与謝地域のごみ処理量や性状、さらに分別の現状などを踏まえた多面的な視点、さらに、国の制度見直し後の廃棄物処理施設に係る交付金制度の適用により、交付金の増額と地元負担の軽減が図れることなど、当地域に最適な処理方式として、ごみ焼却施設とメタンガス化施設の併設方式を選定したものであります。

次に、規模による修繕費につきましては、焼却施設とメタンガス化施設を比較した場合、焼却施設は高温のもとで運転されることから、耐火物や機器類の劣化が発生し、補修費は高くなる一方、メタンガス化施設は、約60℃以下の温度での嫌気性のメタン発酵である

ため、機器類の劣化や金属類の腐食も少ないと聞いております。

こうしたことから、焼却とメタンガス化併設方式では、焼却単独の処理方式と比べ、より補修費のかかる焼却施設が小さくなることから、バイオガス化施設の補修費を合わせてもほぼ同額となり、バイオガス発電による売電収入を加味すると、バイオガス併設方式の方が安くなるとされております。

また、運営事業費の見直しについては、塩見議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、3年に一度実施する精密機能検査の結果に基づく補修費も勘案して、見直しを行うこととしておりますが、専門的な視点から委託料の見直しを判断するモニタリング制度の設置も視野に、適正な委託料の算定に努めてまいりたいと考えます。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）に係る売電単価につきましては、毎年度、年度開始までに経済産業大臣が価格を決定することとなっており、一旦この適用を受ければ、20年間は変更されることはないとなっております。

最後に、処理方式の再検討についてであります。

焼却＋メタンガス化方式は、本地域のような小さな都市でも地域で持続的に利用可能なクリーンエネルギーを創出するとともに、ごみを確実に処理できる優れた方式であるとされております。

このため、国においてはこの方式の採用を積極的に促進することとし、交付率の嵩上げのほか、この方式を普及、周知するための説明会なども行われております。

また、稼働中の南但クリーンセンターについても、現地調査や聞き取りの結果、バイオガス化施設本体のトラブルではなく、前処理施設等での軽微な不具合がほとんどで、既にトラブルは解消され、操業に問題はないことを確認しておりますので、平成30年度内の稼働に向けて整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安達稔） 長林三代さん。

○議員（長林三代） 大体は全協の方で以前にお聞きした事柄と重複するので、ちょっとお聞きしたい。

全協は議事録に残りませんのでお聞きをさせていただいたのですけれども、それではお伺いするのですけれども、南但クリーンセンターのトラブルは解消しているとおっしゃいましたけれども、南但クリーンセンターの稼働状況調査報告書、事故の調査報告ですね、いただいたのですけれども、予定よりごみ量が多いとか、プラスチック類が増加したとか、ごみ質ごみの中身の問題であって、これは分別の徹底と稼働日数の延長で解決したようにまとめられています。

しかしですね、外に山積みしたごみも解消したようにお聞きしたわけですが、私聞くとところによると、来年の3月まで今から1年ありますね、来年3月までごみは無くないと私は聞きました。まだこれから1年あるよ、予想よりねごみの量が非常に多かったということらしいんです。

宮津与謝では、災害が起きると由良川もよく上の方からいろんなものが流れ着いて、海岸に打ち上げられていますし、野田川の方でも以前の大災害では大量のごみが流されて浜辺に打ち上げられていましたけれども、こういった例えばですよ海岸にごみが埋め尽くされているとき、こういったごみもね焼却をしないといけなくなってくる。

そういった場合、あの新施設一個のストーカ、一つの炉で30トンですかね日量、日量30トンで賄えるのかと思うんです。波路の焼却施設は炉が二つあって全部で日量75トン、この能力があるんですけども新施設の規模はちょっと小さいんじゃないかと、ほんとにこれで大丈夫なのでしょうかとお伺いをいたします。

それから南但クリーンセンターの発電量、先ほどちょっとお聞きしたいですけど、南但クリーンセンターの発電量というのは18万キロワットアワーでして、センターでの消費分これ除くと大体8割を関西電力に買っていていただいていると、買ってもらうという予定だったそうです。

新施設うちの新施設では自家消費というのはどれ位なのかなと、全部売電するとお聞きしましたけれども、自家消費の分くらいは自分とこのを使ったらどうなんだと、以前お聞きしましたら、電気を買った方が安いとおっしゃいましたけれども、だけど環境のことを考えたときにね、電気を買うと原発や石炭火力といったものの電気を買うことになるわけですよ、そうすると環境には良くない環境に負荷が掛かる、それだったら自分の所で環境に良い電気これを使うべきではないのでしょうか。で自家消費をして残りを売電するべきではないのかと思うわけです。

これ自家消費というのはどれくらいかかるのか、自分とこで使う電気代ですね。どれくらい何万キロワットこういうのを検討されたのでしょうか、お伺いします。

それから、メタン発酵槽で砂が詰まるという前にもこういうトラブルお聞きしましたけれども、砂ですけども必ず入るのですよね、また詰まるということが予想されます。大体稼働して2年くらいで詰まって固くこびり付いて大変だったと、それを掃除をして補修をしてまた稼働させたと、2年くらい経って詰まるというんだったら、以前いただいた書類の中では、2年後に瑕疵担保がなくなるということですよ、そうすると、次砂が溜まった時にはお金がいるということで、結局修理というのは何かメタン発酵槽から外に向かっている管を取り換えるということらしいんですけど、この管の値段いったいどのくらい、修繕費にどれくらいかかるか御存じでしょうか、お伺いします。以上お願いします。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） まず、南但クリーンセンターでの議員がおっしゃった来年3月までごみが無くならない、これ多分大型ごみかなと思っております。いわゆる通常の一般家庭から出る厨芥ごみとか生ごみとかについては、問題なく処理されていると聞いております。

今の御質問の中では、宮津の由良川それから海岸線がありますから、野田川からの漂着も合わせて漂着ゴミがたくさん出てくるときがある。これについての対応が出来るのかと

いう御質問でございました。

今回Aグループ、タクマグループということで優先交渉権者として決めさせていただいたのですけれども、そこから提出されております技術提案というものがございまして、技術提案書で行きますと、年間の稼働日ごみ処理の稼働が280日を想定して計画されております。

南但の場合は当初から310日という稼働日であります、炉というかピットの規模が最初から小さかったということもあると思っておりますけれども、そうする中で310日間の稼働で行くという設計をされたようですが、当整備をしようとしております提案内容でいきますと280日ということで、炉の大きさもごみ処理のピットの方も少し大きめということでもありますので、漂着ごみが出た場合に稼働日数を調整することによって、対応可能といった計画になっております。

それから発電量でございまして、今いくらというのは優先交渉権者の方から詳細なものはお聞きしておりませんので、把握できていないのですけれども、基本的にメタンガス発酵したものについては、経済産業省のFIT制度の関係で言いますと、廃棄物処理施設において発電に要する機器に係る電気については差し引く、売ってはダメと、それは使わなければならない、そのものをバイオガス発電でできたものについては充当していくと、それ以外のものについては売却可能ということになっています。

先ほども議員さんおっしゃったように、バイオで発電したものをFITとして売った場合、商用電力の方が安いわけですから、経済的なコスト面から言えばその方が安くなるということで考えております。どれくらいの量になるのかということについては、申し上げましたように詳細は承知しておりません。

それから、メタンガス発酵槽への砂の混入であります、南但クリーンセンターでの稼働の状況から、ごみに付随して砂が入ることから、メタン発酵槽での砂の詰りというかそういったことがあったようです。こういったことにつきましては、今回の技術提案をいただく中で、先ほども申し上げた南但での実績を基に不具合な箇所は全部このように修正しますと、事業者選定委員会の有識者の先生方との指摘も合わせて、十分改善されているということも確認するとともに、メーカーからいただいておりますので、同じ轍は踏まないものと考えております。

○議長（安達稔） 長林三代さん。

○議員（長林三代） 自分ところで発電する発電に要する分は売らないということですか。発電量に応じての電気は売ってはダメと、それ以外は売っても良いと、ごめんなさいこれ自家消費の分かなと私は思ったのですけれども、そうではなかったですか。取りあえず、自家消費の分は検討されていないということですね。

まあ環境を考えると、これから先検討する方がよろしいのではないのでしょうか。自分の所の分は自分で賄うという方が環境の面では良いと思います。

南但の方では、生ごみの量が少なく18万キロワットアワーの予定が、13万5,000

0キロワットアワーしか発電できていないそうなんです。売電額も当然これでは減ってくるわけですね、一応予定では7,581万円を見込んでいたんですけれども、2014年度は5,581万円、2015年度は6,823万円となっています。結構そういうごみ処理施設というのはクレーンも、大型の機械も動きますから電力消費というのは非常に大きいと思うんです。

環境のことも考えて自家消費した残りを売電した方が良いのではないかと思いますがいかがでしょうか伺います。

メタン発酵槽の砂の詰りですけれども、同じような轍は踏まないとおっしゃいましたけれども、しかし問題を解決したとされるのはですね、いただいた書類なんですけれども、南但クリーンセンター稼働状況調査報告書ですね、これによりますと住民の分別の徹底で解消されるというような、すごくごみの分別ごみの分別とたくさん書いてあるんですけれども、そもそも分別の話をしないと機械が動かないというのは、南但クリーンセンターではそれはおかしい話ですよ、大型ごみもどんどん焼却していくんですから、それはおかしい問題で、機械が動かない、分別しないと機械が動かないというのは合理的ではない。

根本的な問題は、結局ストーカ+バイオガス化方式が確立された技術ではないということにあるのでしょうか、今現在、試行錯誤の段階だと私は思っております。安全に安定に稼働させるこの二つが大事であって、少々金がかかっても安全安定というのは保証すべきですので、ただ補助金が入ってくるから、建設費が安くなるからという理由で飛びつくのはいかがなものかと思います、後々の自治体の負担や住民の負担を考えたら、再度検討すべきではないでしょうか。

南但クリーンセンターだって、検討はされてこれにしたんですからね。横須賀は検討をして止めたということです。

最後にもう一点お伺いしたいんですけれども、そもそものストーカ+バイオガス化方式これを決定したのは、組合管理者、副管理者の皆様と思うんですけれども、それを答申を出したのは委員会ですね、ところが、私勘違いしているのかもしれませんが、ごみ処理方法ごみ処理方式は、大きくは焼却方式、熔融方式、RDF方式などの方式がありますが、新処理施設のごみ処理量日量40トン、これ全協の資料です、を前提条件としたメーカーヒアリングの結果、ストーカ方式、RDF方式の2方式の提案がありました。これ平成26年5月21日の宮津市でいただいた環境組合の全協資料です。宮津市の全協で配られた資料です。

これね、一番最初にごみ処理方式をどういうものにしたら良いのかなと思った時に、じゃあちょっとメーカーさんに聞いてみましょと、メーカーさんの方からは結局ヒアリングの結果ストーカ方式とRDF方式の2方式の提案があった、それで今度は学識経験者をいれた宮津与謝広域ごみ処理施設処理方式等検討委員会を設置して検討を行う時には、突然ストーカ+バイオガス化方式が出てきた、ここら辺の説明もお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） まず、順序が不同となりますが発電量、南但の施設での発電量でございます。

18万キロワットアワーの当初予定が13万キロワットアワーと言われたのですが、これは多分当初の計画時は南但の組合が出したごみ質量を基に計算されたものと思います。当然バイオガスの発電につきましては、メタン発酵槽に行くところのごみ質により大きく変わってくるわけですから、例えば厨芥ごみなどの発酵に適したものが、ごみ量がいくら増えたとしても発酵に適したものが少なければ、発酵のガス量は少なくなってくるわけですから、それに伴ってのガス発電機の稼働も低下してくるということになると思っております。

ですから、宮津与謝環境組合で整備をするごみ処理の関係につきましても、現時点での分析に基づくごみ性状をベースにメーカーさんに提示をしておりますけれども、実際にどのように変わってくるのか分かりませんので、その時に例えば15万キロワットアワー発電するといったのに、それがこうなると言われても、それはごみ処理の量とごみ質によって変わってきますので、そこは御理解賜りたいと思っております。

それとバイオガス発電で発電したものを売電すると、先ほど申し上げたところですが、バイオガスの発電に要する機器に使う電気については、差し引きしなさいということになっております。全てをガス発電した電気で館内の電力を賄えませんので、そもそもそのガス発電能力は大きなものではありませんので、そこらへんはそうはいかないということでもあります。

それからメタン発酵槽の砂の詰りということがありました、先ほど南但さんの例で、住民さんの分別によるといったこともあるかもしれませんが、今回のごみ処理施設の整備計画、技術的な提案の中では、メタン発酵槽の排出のところの形状もしっかり改善されておりますので、今回の施設につきましては砂の詰りは対応できるとの内容となっております。

また、宮津与謝地域の場合は、全国的にもより優れた分別の熟度が達しているということで、南但さんは当初は燃やすごみの中にプラスチックとか、使い捨てライターとかも全て燃やすごみに入れられておったということもあるようですので、分別の手法を住民の方にも御理解いただいて対応することとしたから、今後はそのような事故は無いだらうというまとめとなっております。

それから横須賀の例もおっしゃったのですが、横須賀は確かに当初ストーカとバイオといったことで計画されていまして、いわゆる実証実験も4年間されたということで、インターネット上から成果も確認させていただいておりますが、報告では当初はバイオガス発電との併設方式が良いとされておりましたが、途中で変わったというのが国の交付金制度の見直しに伴ってであります。

当初は、ストーカ単体の場合3分の1の交付金であって、バイオにすれば2分の1の交付金になるということの交付金制度のギャップもある中で、それが見直しをされて2分の

1にストーカ単体でも対象となるとなったことから、全てそれらを見直した場合最終的にこのようになったということで、そもそも横須賀の規模と日量の処理量が500万トンのもので、40トン未満の当地域のものとは全く異なるということを御理解いただきたいと思います。

いずれにしても、安全安心ということを前提に住民にとって不可欠なごみ処理施設ですから、将来にわたって安定して稼働していくということをお大前提に考えていかなければと思っておりますけれども、一番最後に長林議員さんがおっしゃった、当初ストーカとRDFの2方式だけが、メーカーにこの地域で施設を計画しているのですが対応してもらえますかと調査をかけたところ、その2方式だけだったということであり、その方式で当初は処理方式検討委員会に諮ったところでもあります。

検討委員会の先生方がおっしゃったのが、第1答弁で申し上げましたように、国において交付金制度の見直しを今やっているところであり、単純に燃やすだけというのは小さな炉ではエネルギーの回収効率が悪いから、今後は整理する方向だと。現に26年度からは対象になってきておりませんが、25年度までに取組んできた計画のあるところについては、一定の配慮はなされたようでもありますけれども、それは結果として分かったものでありまして、一番当初に委員会で協議を始めた時は制度が変わっていくというのがありまして、ストーカにプラスしてバイオガス方式というのが基本的に変わらないから、その方向も入れて検討していこうということになり、3方式により検討をすることになったところなんです。

○議長（安達稔） 長林三代さんの質問は、既に3回に及びましたが、規則第57条の規定により特に発言を認めます。長林三代さん。

○議員（長林三代） ありがとうございます。先ほどの御答弁で横須賀の方は、国の交付金がね半分に減ったから止めたんだとおっしゃいましたけれども、いろいろと検討されて経済性やら五つの性質とかそのものを調べた結果、止めたということなので、必ずしも交付金が減ったから止めたというのではないんです。それはよく覚えておいていただきたいと思います。

それから、私が最後に言いましたストーカ方式とRDF方式がメーカーの方から出てきてないのに、検討委員会では出てきたということで御答弁いただいたんですけども、しかしですね、それは国の方向が変わってきたということで御答弁いただいたんですけども、やはり最初のこのように言われているんですね、ごみ処理施設に手を上げていない手法を検討しても仕方がないのでと言われてるように確か記憶をしております。手を上げてないものが出てくるというのが、何でかなとそこら辺が非常に疑問に思ったわけです。それでお聞きしたんですけども、補助金がらみでするのかなと、これは地域住民の負担やら自治体の負担をあまり考えてないのかなと、建てる時だけ安けりゃ良いのかなと、そういうところのことを思うと、やはりこれは異議を唱えなければいけないなと私は思ったわけです。

やはりいろいろと検討して、ストーカ方式とストーカ+バイオガス化方式のどちらが良

いかと検討した場合に、ちょうど半々なんですね、どっちが良いか検討されているようですけれども、じゃあどちらがどちらを優先するかと考えた時に、やはりトラブル続きのバイオガス化方式を選ぶのではなしに、後々のことを考えて20年間稼働しないといけないので、ストーカ方式にするべきではないでしょうかと私は提案をしたわけなんです。是非とももう一度考えられて環境も大切ですし、しかしながら地域住民の生活も暮らしも大切ですし、よくよくもう一度再度検討されて、再度検討された結果やっぱりこうなりましたよというのであれば私も納得がいきますし、もう一度検討されることをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（安達稔） 和田野事務局長。

○事務局長（和田野喜一） 今回の事業者選定委員会でもそのところは十分に、先生方はさらに詳細なところで検討もされました。

それから、一番最初のところですがストーカとRDFの2方式に、いわゆるバイオが付いてきたというのは、それぞれのメーカーさんはストーカのメーカーさんはバイオも併設方式もしておられるところありました。RDFさんにおいてもバイオは可能ということもあったのですが、いずれにしてもメーカーさんが全くやっていないものを、新たに追加したというものではありません。

それとトラブル続きということですが、南但さんの場合はこの報告書にもありますように、初期稼働によるトラブルといったことで、これはストーカ単体の場合においても南但の場合は35項目でありましてけれども、場合によっては100項目200項目というトラブルがあるということも、コンサルを通じてまたメーカーさんの方からも聞いております。

ですから、本体のほんとの意味での運営に関連しては、大きな支障は無いということでございます。

○議長（安達稔） 以上で通告による一般質問を全て終了いたしました。ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時8分)

(再開 午後4時39分)

○議長（安達稔） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議第2号 平成28年度宮津与謝環境組一般会計予算につきまして否決となりました、その件で、議長の方から討論の関係で申し上げました。本件に対して、反対その他の意見はありませんかとお尋ねをいたしまして、意見なしというかたちで認めました。

その後、採決をいたしましたけれども、ここで反対の討論がございましたので、ここで反対者の討論をお願いしたいというふうに思います。

○議長（安達稔） 多田正成さん。

○議員（多田正成） それでは28年度の一般会計予算書についてですけれども、反対

の討論をさせていただきます。

管理者あるいは事務局には大変今日までに御苦勞になって、その御苦勞に対しては感謝申し上げますけれども、私たちが一番心配しているのはやはり今後の問題であります。今日までは今日の御苦勞として、今後の問題でありますけれども、予算というのは大切に使わなければなりませんし、そのことがずっと後を引きようでは困りますし、御答弁を聞いておりますと、運営するまでに稼働するまでに交渉が出来たら良いんだと、というようなことも聞かされております。

そういったことを予算に計上したんでは、これはとても納得できないということで、地域の問題を考えたときに、平等にそこに関係する地域には協力金と言いますか補償金と言いますか、そういった迷惑料と言いますか文言は別といたしまして、そういったことを平等に考えていただきたい。そして、各市町での各地域での問題点を組合議会に持ってこられて予算要求されるということも、私たちは納得できないわけであります。

そういったことも含めて、交渉をですね地域の交渉をいち早くまとめていただいて、そしてきれいな形で予算組みをいただいて提案していただきたい、そういった思いであります。そのことについて、理事者側が本当に組合でしなければならない問題と、各市町で考えなければならない問題とに、しっかりと棲み分けしていただきたいということも、私の質問の中で言いました。

そのことがしっかり整理されて、予算に反映されて提出されているのなら理解もできるのですが、今の状態のあやふやなままで賛成することはできませんので、そういった意味をもって、反対の討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（安達稔） 理事者側、よろしいですか。

○議長（安達稔） 松本隆さん。

○議員（松本隆） 今、そうして説明を受けたわけですがけれども、それこそそもそも論で議案の質疑、提案は無いと思います。

あくまでも質疑なんです。その提案に対して、どういったことが言えますかという質疑であって、提案ではないんです。それを諮りごとに提案を持って来る自体がおかしいのかなと思います。提案と言われました。どうなのでしょう。

○議長（安達稔） ただいまの提案という言葉について、反対討論の多田さんいかがでございますか。多田正成さん。

○議員（多田正成） 私は反対をしましたので反対討論をしており、この提案された議案に対して反対をしておるわけですし、ちょっと松本議員の言われた趣旨とは少し違うんではないかなというふうに思っております。

○議長（安達稔） 坂根栄六さん。

○議員（坂根栄六） そもそも我々議会というものは、こういう予算書に提案されたものに対してイエスかノーを決めるわけであって、ここに何か予算に盛り込まれないから反対なのだというのは、議案書の見方としては私は違うと思います。

ですので、交付金に関しては管理者の答弁でもあったように、これから誠意をもって交渉して行くということですので、その部分は、この予算書には関係ないことです。私はこの予算に対しては賛成をさせていただきたいと思いますので、皆さんの御賛同をそういった意味で理解していただいております。

○議長（安達稔） ただいま賛成の関係と反対の関係をお聞きをいたしました。予算の中で、いま反対の関係でどこが反対なのか聞かせていただきたい。多田正成さん。

○議員（多田正成） 先ほども言いましたように、あやふやなままで予算を決定したんではいけない、全て順序として協定書を結びそして事業に入っていくという形での予算書なら良いんですけども、そうではないという議論をやる中でその反対を我々はしました。

その意味で、やはり地域と組合との関係それから地域と行政、各自治体との関係というものをはっきりさせた中で、やっていただきたい。いうふうに思っております。

ですから、関係する地区と言いますのは私にするとやはり須津区だけではないと思っております。当然堂谷もそうです石川区もそうです、当然石田区もそうなんです。これから関係するということでそのことを深く考えると、山田も問題になってきます。そういったことをきちっと整理した中で、組合議会の判断とその各自治体と各地区との関係というのを棲み分けした中で、物事を発想していただく必要があるのではないかなということで、私たちは反対をしたということでありまして。

○議長（安達稔） はい、わかりました。それでは、今日この件につきましてはまとめるということは出来ません。したがって、後日、臨時議会を開催させていただきたいと思っております。よろしゅうございますか……。異議のないようでございますので、後日、臨時議会の開催をお願いしたいと思います。

これで本日の会議を閉じ、平成28年第1回（2月）宮津与謝環境組合議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午後4時49分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宮津与謝環境組合議会議長 安 達 稔

会 議 録 署 名 議 員 塩 見 晋

同 上 佐 戸 仁 志